

住宅都市局土木工事「週休2日制工事」実施要綱の運用（Q & A）

監理指導課

★住宅都市局土木工事「週休2日制工事」実施要綱は、以下のとおりの運用とします。

週休2日制の考え方

Q 1：現場着手とはいつのことを指すのですか。

A 1：現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。なお、ここでは、トータルステーション、トランシット、水準器などの器械を使用して現場を測定することを測量とみなします。そのため、巻尺で延長や幅員を確認する程度であれば、測量とみなしません。

Q 2：休日とはいつを指すのですか。

A 2：土曜日、日曜日、祝日など「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（いわゆる名古屋市役所の閉庁日）をいいます。

Q 3：夏季休暇、年末年始休暇とはどの日を指すのですか。

A 3：夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
- ・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間

Q 4：要綱第2条（7）の「現場安全点検（巡視）等」とはどのような作業ですか。

A 4：次のような場合が考えられます。

- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- ・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロールや保守点検

Q 5：現場を施工する予定であった日に降雨等により休工とした場合は、現場閉所の実施と考えてよいですか。また、その分を土曜日、日曜日、祝日の施工に振替してもよいですか。

A 5：現場閉所の実施と考えてよいですが、降雨等による休工及び別の土曜日、日曜

日、祝日の施工に振替する旨を監督員に報告するようにしてください。振替については、降雨等による休工日の後15日以内とします。また、工事記録簿には他の休工との違いが分かるように、備考欄等へその旨（雨天のため休工など）を記載してください。

Q6：工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになりますか。

A6：延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるように配慮してください。

Q7：現場着手後、土・日曜日に現場閉所できなくなった場合は、どのようにしたらよいですか。

A7：やむを得ない場合には、当該休日又は振替予定日のどちらか早い方の2開庁日前までに、本市監督員との協議の上、前後10日間に現場閉所日を設けてください。

Q8：休日に現場閉所した結果、工期内で工事が完成できなくなってしまいました。これを理由に工期延期は認められますか。

A8：当初の工期は4週8休のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。休日の現場閉所を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。

Q9：休日に現場閉所した結果、工期内で工事が完成できなくなりましたが、工期延期が認められなかったため、履行遅延により工事が完成しました。この場合、休日の現場閉所は認められますか？

A9：受注者の責めに帰すことができない事由がある場合は工期延期を行えますが、工期延期が行えず、工期内に工事が完成しなかった場合は、休日の現場閉所の達成は認められませんので、未達成となります。

Q10：施工計画書に記載する工程表は、どのようなものですか。

A10：週休2日制工事の施工計画書ですので、休日の現場閉所計画が分かる実施工程表を記載してください。

Q11：土・日曜日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はありますか。

A11：短時間の作業であればQ4を適用し、それ以外の場合には、非対象期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）としますので振替休日の

取得は不要です。ただし、工事記録簿の備考欄等へその旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。

Q12：金曜日の夜から土曜日の朝にかけての夜間工事は、土曜日に施工したことになるのですか。

A12：土曜日の施工とはなりません。

Q13：監督員による現場閉所の確認は、どのようにしますか。

A13：工事記録簿により確認します。（休日・夜間作業届での確認もします。）

Q14：現場代理人等が休日に会社で書類整理をしても、休日の現場閉所となりますか。

A14：休日の現場閉所とはなりません。

Q15：定期安全研修・訓練等を会社で実施した場合は、現場閉所に該当しますか。

A15：定期安全研修・訓練等は、作業員全員の参加により実施するものと土木工事標準仕様書に定めております。従いまして、休日取得を主旨とする本制度においては、会社で実施した場合においても現場閉所日数には含みません。工事記録簿には他の休工との違いが分かるように備考欄にその旨（定期安全訓練）を記載してください。

受注者希望型について

Q16：業務委託の場合は、どのように週休2日制の取り組みを行えばよいですか。

A16：工事と同様に、「住宅都市局土木工事「週休2日制工事」実施要綱」に基づいて取り組みを行ってください。

Q17：施工（業務）計画書を提出する前に、受注者希望型を希望したい。どのようにすればよいですか。

A17：休日の現場閉所計画が分かる実施工程（日程）表にて監督員と協議し、認められれば同じ実施工程（日程）表を施工（業務）計画書へ記載してください。

Q18：契約工期は1か月以上ありますが、実質的な工事期間が極めて短い場合でも認められますか。

A18：現場作業が極端に短い場合には認められません。（対象期間が1週間以上とします。）

Q19：既に契約中の工事、業務委託において、「週休2日制工事」として施工したい場合どうすればよいですか。

A19：実施要綱の第3条第3項を満足していて、本市監督員と協議の上、現場着手までに休日の現場閉所計画が分かる実施日程表を含む業務計画書が提出されれば対象とすることができます。

Q20：あらかじめ月に1日程度の休日施工が見込まれる場合は、受注者希望型を希望できますか。

A20：計画段階で休日施工が見込まれる場合は、受注者希望型の対象とはなりません。

Q21：兼務する業務があっても受注者希望型の対象とすることができますか。

A21：対象とすることは可能です。その場合、「兼務する業務等のリスト」と「休日の現場閉所の確認資料（工程表等）」を併せて提出していただきます。兼務する全ての業務等で休日の現場閉所が達成できることが条件となります。業務従事者が異なる業務等は兼務の対象に含みません。

達成状況について

Q22：現場閉所100%の達成とはどのような考え方ですか？

A22：対象期間（工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間）の休日数を分母に、現場閉所を実施した日数を分子にした割合（率の少数第2位四捨五入）が、100%以上となっているかどうかで達成の判断をします。

Q23：受注者希望型の達成はどのように判断しますか？

A23：受注者希望型の業務委託も工事同様に達成状況の判断を行いますが、兼務した業務がある場合については、受注者から提出された「兼務した業務等のリスト」と「兼務したすべての業務の業務記録簿」で達成の判断をします。

工事成績評価について

Q24：休日の現場閉所100%を達成した場合、成績評価の加点はありますか。

A24：令和8年度4月の要綱改定から加点はなくなりました。

Q25：休日の現場閉所を考慮した実施工程表を提出しましたが、取得状況が100%未満となってしまった場合は未達成として減点されますか。

A25：未達成となった場合でも、減点はありませんが、工程管理の不備が認められる場合等には、成績評価の判断材料のひとつとなります。

経費の算出について

Q26：経費の算出は、どのようになりますか。

A26：休日の現場閉所の状況に応じて、経費の算定を行います（補正係数については、実施要綱参照）。

発注者指定型：当初設計から休日の現場閉所100%の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、休日の現場閉所100%に満たない場合は、現場閉所状況に応じて補正します。

受注者希望型：休日の現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に休日の現場閉所状況の適用区分に応じて各経費を補正します。

その他

Q27：施工途中で休日の現場閉所が困難となった場合、どのような取扱いになりますか。

A27：どのような理由であっても、実施できなかった場合、発注者指定型では経費の減額補正を行います。また、受注者希望型では経費の補正を行いません。

Q28：工事件名の末尾に（週休2日）と入っていますが、PR用紙に工事件名を記載する時にも、必ず（週休2日）を入れなくてはならないか。

A28：近隣にお住まいの方にも建設業の労働環境改善の取り組みをご理解いただきたいので、工事件名の省略はしないで、PR用紙に週休2日の趣旨を簡潔に明記するなど、工夫をお願いします。

<趣旨の記載例>

この工事は、建設産業の労働環境の改善に向けて、建設現場の週休2日の普及に取り組むものです。

土曜日・日曜日・祝日等を休工日とする予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

Q29：休日の現場閉所100%の取り組みを証明してもらえますか。

A29：休日の現場閉所100%の取り組みについては、工事完了確認通知書（第20-1号様式）において、「本工事は4週8休以上の現場閉所を達成した工事です」と表記して通知し、業務委託では、業務完了確認通知書（第20号様式）において、「本業務委託は4週8休以上の現場閉所を達成した業務委託です」と表記して通知します。

Q30：休日の現場閉所100%の取り組みを行った場合、対象期間が4週間未満の工事でも4週8休以上の現場閉所を達成したことになりますか。

A30：対象期間が4週間未満の工事・業務委託において、休日の現場閉所100%を達成した場合は4週8休以上達成とみなします。同様に、対象期間が4週間未満

でも対象期間の休日数を分母に、現場閉所を実施した日数を分子にした割合が、100%以上であれば4週8休以上の現場閉所を達成したとみなします。